

壮瞥町告示第5号

令和6年壮瞥町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年2月8日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和6年2月15日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算(第12号)について

(2) 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忖 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年2月15日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第4号ないし議案第5号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原	收君
教育長	谷坂	常年君
会計管理者兼		
	大野	博雄君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門	秀樹君
企画財政課長	上名	正樹君
企画財政課参事	市田	喜芳君
住民福祉課長	阿部	正一君
産業振興課長	木下	薫君
商工観光課長	三松	靖志君
建設課長	澤井	智明君
生涯学習課長	河野	圭君
選管書記長（兼）	土門	秀樹君
農委事務局長	齋藤	誠士君
監委事務局長（兼）	小林	一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林	一也	君
------	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和6年壮瞥町議会第2回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
4番 毛利 爾君 5番 佐藤 恣君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第4号ないし議案第5号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第4号ないし議案第5号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（厂原 収君） 令和6年第2回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第4号から議案第5号までの2件であります。その内容についてご説明いたします。
1ページになります。議案第4号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）について。

令和５年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額 56 億 639 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 808 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 1,448 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

第３条、地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。８ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 50 万円の追加となります。一般管理事業の普通旅費になりますが、能登半島地震に係る国、北海道等からの職員の応援派遣要請に対応するため、追加するものであります。

諸費で 550 万円の追加となります。諸費一般管理、表彰、広告、委員報酬事業になりますが、能登半島地震災害見舞金として寄附金で 550 万円の追加となります。能登半島地震により大きな被害が発生している３県、石川県に 100 万円、新潟県及び富山県にそれぞれ 50 万円、石川県内の人的被害や住家被害の大きい７つの市、町にそれぞれ 20 万円、平成 12 年有珠山噴火災害時に見舞金をいただいた３市に支援額に応じて合計 60 万円を災害見舞金として送るとともに、被災地全域に対する支援として日本赤十字社へ 150 万円を送るため、追加するものであります。

企画費、企画費で 550 万円の追加となります。ふるさと納税事業になりますが、ふるさと納税特産品に係る報償費で 550 万円の追加となります。お米などのように寄附を受けた年度の翌年度にまたがって返礼品を送付するタイプへの寄附が増えたことで本年度の報償費に不足が生じるため、追加するものであります。

ふるさと応援基金費で 550 万円の減額となります。ふるさと納税事業の報償費の増額に伴う積立金額の減となります。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で 212 万 9,000 円の追加となります。道路新設改良費の委託料で 452 万 6,000 円の減額、工事請負費で 665 万 5,000 円の追加となります。その内訳になりますが、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業では町道調査設計等委託料で 143 万 5,000 円、町道道路改良舗装工事で 2,854 万 5,000 円をそれぞれ減額するものであります。いずれも国費配分額に応じた事業執行額で整理するものであります。次に、橋梁長寿命化整備事業では、橋梁補修設計委託料で 309 万 1,000 円の減額で、事業執行による残額を整理するものであります。橋梁補修工事で 3,520 万円の追加で、新山 3 号橋補修設計委託業務において橋梁の損傷要因とされる伸縮装置の取替えに要する資材が特注品としなければならないことが判明したことにより、工事費が増額となるものであります。

なお、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業では、国費の補正により追加配分された

額に応じた設計精査等に時間を要していることや橋梁長寿命化整備事業では特注品となる伸縮装置等の資材の納品に時間を要することなどの事由により年度内での完成が見込めないことから、それぞれ翌年度へ繰り越し、工事を取り進めることとしております。

水道費、下水道費で4万1,000円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴う整理になります。

次、7ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、土木費補助金で707万5,000円の追加となります。社会資本整備総合交付金では、町道滝之町中島1号線道路整備事業への配分額が当初予算額を下回ったため、1,306万2,000円を減額するものであります。道路局所管補助金では、橋梁長寿命化整備事業への追加配分により2,013万7,000円を追加するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で300万円の追加となります。能登半島地震義援金に対する指定寄付金を追加するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で911万3,000円の追加となります。一般財源の調整となります。

町債、町債、土木債で1,110万円の減額となります。その内訳になりますが、橋梁長寿命化整備事業で910万円の追加、町道滝之町中島1号線道路整備事業で2,020万円を減額するもので、それぞれ事業執行額の確定等により整理するものであります。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次に、3ページの第2表、繰越明許費補正では、追加で土木費、道路橋梁費、橋梁長寿命化整備事業で5,720万円、町道滝之町中島1号線道路整備事業で2,970万円になります。

次、4ページの第3表、地方債補正では変更で、橋梁長寿命化整備事業、限度額1,690万円を2,600万円に、町道滝之町中島1号線道路整備事業、限度額4,920万円を2,900万円にそれぞれ変更するものであります。

続きまして、9ページになります。議案第5号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額3億7,640万円から歳入歳出それぞれ184万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,455万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するこ

とができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明します。15 ページになります。15 ページ下段になりますが、施設費、施設費、建設改良費で 184 万 8,000 円の減額となります。建設改良費の道道洞爺湖登別線水道施設移設工事になりますが、事業執行による残額の整理となります。

なお、本工事は関連する道道洞爺湖登別線交付金改築工事の擁壁工において令和6年8月下旬までの工期延長を伴う工法変更が決定されたことにより、当該道路工事との工程調整を図りながら施工しなければならない関係性から今年度内での完成が見込めなくなったため、翌年度へ繰り越し、工事を取り進めることとしております。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 4 万 1,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、雑入で 79 万 3,000 円の追加となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費となります。

町債、町債、衛生債で 260 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業の執行額の確定による整理となります。

次に、10 ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

11 ページの第2表、繰越明許費につきましては、施設費、施設費の道道洞爺湖登別線水道施設移設事業で 1,980 万円になります。

次、12 ページの第3表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 2,430 万円を 1 億 2,170 万円に変更するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第4号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般2ページ。

8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） 一般管理事業で 50 万円、能登半島への職員の派遣ということで、これどういう職種の職員かと、それから人数、それから期間等をお聞かせください。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

こちらの旅費につきましては、職種につきましては今現在要請等が来ているのが保

健師等ということで、保健師ほか、これにかかわらず、また要請等が来ましたら、そちらに対しての職種ということで、一般職も含めて要請等があれば、それでお応えするということと、あと人数につきましては大体おおむね2名ということです。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 期間は。

○総務課長（土門秀樹君） 失礼しました。期間につきましては、おおむね1週間程度ということで、7泊8日程度を想定してございます。

現在具体的な話はないのですが、今後またそういうご要望、要請とか北海道等通じてありましたら、そちらに備えてということで今回50万円を補正しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 私橋梁の損傷要因、これちょっと勉強不足で分からないのですが、この伸縮装置というのはどのようなもので、大体橋のどこら辺に設置するものなのか、またこの耐用年数というのはどの程度なのかも教えていただきたいのですが。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

新山3号橋、ちょうど昭和新山第2線に架かる新山3号橋になりますけれども、伸縮装置というものにつきましては道路と橋が架かる間に、構造体が違うものですから、その間をつなぐところである程度ルーズに動けるように道路と橋本体をつなぐ施設ということで、簡単に言うとそういうようなものでございます。それが、今回の3号橋につきましてはワンスパンといいますか、1つのスパンしかないので、橋の両サイドについております。長い橋でありますと、橋脚ごとに、3つに分かれていればその間、間にも伸縮装置というものが入ってきます。今回は2か所となります。伸縮装置の耐用年数なのですけれども、それも物によって、金属製のものであったりとか、ゴムのものであったり、いろいろございますけれども、今回新山3号橋で今使っているものというのは伸縮する部分がゴムのもので、ゴム製になっています、今使っているものは。それが大体15年ぐらいというふうに言われております。ゴムの部分が今回ちょっと破損していて、漏水といいますか、雨が降った水が下にたまって、橋に悪影響を与えているということで修繕するもの、補修するものということになっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 2点ほどお聞きしたいのですけれども、1点目、現在毎日のようにニュースで出ております能登半島の件ですけれども、新聞報道ではそれぞれの市町村がそれぞれ予算を計上して、そして見舞金を送るというのを目にしております。そこで、10年くらい前になるでしょうか、東北、東日本震災のときには全町を挙げて町民の皆さんに寄附金、見舞金の寄附を募った記憶があります。そのような動き、全

道的にそういう動きがあるのかなのか、もしも承知していれば伺いたい。といいま
すのは、ある町民の方から東北のときはそういう募金活動したけれども、今回は毎日
のように報道になっているけれども、募金活動などしないのかいというようなこと聞
かれたものですから、あえて伺いたいと思います。

2点目、ふるさと納税の関連ですけれども、今回550万の補正で、当初予算ではた
しか5,040万円程度の当初予算で組んでいたと思います。そして、歳入でふるさと納
税は1億2,000万を見込んでいたと思いますけれども、現段階でふるさと納税として
納められているのは、1億2,000万で5,040万が足りないから、550万補正と理解は
するのですけれども、どの程度現段階でふるさと納税としていただいているか。もし
もその金額が分かれば教えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

先ほどの見舞金の関係ですが、ほかのまちにつきましても募金箱等を置いていると
いう話を伺っております。当町におきましても町内の本庁舎も含めて6か所に募金箱
を設けまして、人の立ち寄る本庁舎とかゆーあいの家等、募金箱を置かせていただき
まして、義援金のほうを募っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） 寄附金の集まっている状況ですけれども、2月の
中旬現在で9,500万円程度集まっている状況です。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。当初予算では1億2,000万を予定していて、
5,040万円をふるさと納税の特産品として、ここで報償費という言葉使っていないの
です、ここに予算書ありますけれども。これが報償費と私は理解したのですけれども、
9,500万で、3月末までに1億2,000万をオーバーするという考えで今いらっしゃる
のか。報償費で550万というと、ふるさと納税に直すとどのぐらいの金額になるので
しょう。1億2,000万で9,500万というと、まだ3,500万くらい現段階で達していま
せんよね。そこでこのような補正するということはどのような意味があるのかちょっと
私理解できなかったものですから、あえて質問いたしました。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

当町で取り扱っている返礼品につきましては、農産品のウエートが高いです。例え
ばお米などにつきましては、農産品の定期配送便ですとか、先行予約のスタイルを取
っている返礼品ですとか、そういったものを取り扱っているのですけれども、寄附を
受けた年度、返礼品を発送する年度が異なってきますので、そういった意味では寄附

が増えたことにより一部報償費、報償費の内訳は商品代と送料なのですが、そういったものが不足を生じてしまうことがあります。特に送り先ですとか返礼品のサイズですとか、そういったものが送料に影響してきますので、こういった寄附金額が1億2,000万見込めないケースであったとしても、報償費、商品代と送料のほうでそういった現象が起きてしまうことが、影響が起きてしまうことがあり得るというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第5号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年壮瞥町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員